

ご誕生
おめでとう
ございます!



なか がわ ゆ ら
中 川 悠 咲ちゃん

令和4年9月17日生(浦臼第1)



保護者 中川 佳太さん
麻利沙さん

一言 元気に育ってね

「浦臼砂川線バス」「浦臼滝川線バス」のご利用方法

今年10月から「浦臼砂川線」「浦臼滝川線」の運行が始まりました。

他の路線バスとは違い、一部区間に乗降制限を設けたり、料金を乗車の際に支払ったりと、初めて利用される方の中には、違いに困惑する方もいるかと思えます。

両路線とも、他の路線バスと同じルートを走行することから、一部区間に乗降制限を設けています。また、一部区間の乗降制限を設けているため、後でトラブルにならないよう、事前に行先を確認するためにも料金前払いとしています。乗車の際には、先に料金をお支払いください。定期券の方も乗車時に定期券を提示してください。

バスを維持するためには、皆さんの利用が必要です。多くのご利用をお願いします。

お問い合わせ 総務課交通防災係 電話：68-2111

滝川警察署からのお知らせ

「犯罪被害者週間」について

11月25日から12月1日まで、「犯罪被害者週間」です。

また、11月25日は、「北海道犯罪被害を考える日」です。

犯罪被害者等が置かれている状況やそれを踏まえた支援の必要性について考え、社会全体で犯罪被害者等を守り、支えていく気運を醸成していくことが重要です。

社会に広げよう被害者支援の輪

11月は「指名手配被疑者捜査強化月間」です!

現在、警察では総力を挙げて指名手配被疑者の早期検挙に取り組んでいます。

指名手配被疑者の検挙には、住民皆さまのご協力が不可欠です。指名手配被疑者によく似た人を見かけたなど、わずかな情報でも結構ですので、警察に通報していただきますようご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 滝川警察署 電話：24-0110

クリーンプラザくるくるの利用制限

クリーンプラザくるくるでは、**11月12日(土)**に電気設備の改修工事を行います。工事中は施設を利用できません。

ご不便をおかけいたしますが、何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

お問い合わせ 住民課生活係 電話：68-2112

有料広告

あなたの
幅みに
コタエを
出します

面談
電話
相談予約
ダイヤル

完全無料
0125-22-8373
平日 10:00~16:00(12:00~13:00を除く)

気軽に
電話で相談

ハロー弁護士相談 月~金曜日10:00~16:00(祝日・年末年始は除く)
011-281-8686 1回15分
相談無料

※掲載の時間や相談方法等は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達訓練を行います。この訓練は、全国瞬時警報システム（Ｊアラート）（※）を用いた訓練で、浦臼町以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達訓練が行われます。

- (1) 訓練実施日時 令和4年11月16日（水）午前11時00分ころ
- (2) 訓練で行う放送試験

情報伝達手段	放送内容
防災行政無線	町内に設置してある防災行政無線から、一斉に、次のように放送されます。 【放送内容】 上りチャイム音+「これは、Ｊアラートのテストです。」×3+下りチャイム音



(※) Ｊアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。
お問い合わせ 総務課交通防災係
電話：68-2111

自衛官募集

募集種目	資格	受付締切日	試験日
陸上自衛隊 高等工科 学校生徒	令和5年4月1日現在、15歳以上17歳未満の男子で、中学校卒業または中学校卒業見込みの者（平成18年4月2日から平成20年4月1日までの間に生まれた者）	令和4年10月1日 ） 令和5年1月6日	1次：令和5年1月14日、15日の指定する1日（14日は滝川市内にて実施） 2次：令和5年1月26日～29日までの間の指定する1日 合格発表：令和5年2月9日
自衛官 候補生 （男子・女子）	18歳以上33歳未満の者 現在32歳の方は生年月日により応募の可否が変わります。 詳しくはお問い合わせください。	年間を通じて行っております。 第5回メ切 令和4年12月9日 第6回メ切 令和5年1月21日	第5回：令和4年12月17日、18日 第6回：令和5年1月27日、28日

※新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受付期間および試験日が変更・延期される場合があります。
お問い合わせ 自衛隊札幌地方協力本部滝川地域事務所 電話：22-2140
ホームページ：https://www.mod.go.jp/pc/sapporo

高齢者世帯等生活支援金

町では新型コロナウイルス感染症の影響による物価高騰等の影響緩和のため住民税非課税世帯のうち高齢者および障害者の属する世帯に支援金を支給します。対象と思われる世帯へ10月中旬に「確認書」を送付していますので内容の確認をお願いします。また、確認書は届いていないが対象と思われる方は、保健センターまでお問い合わせください。

1. 支給対象世帯

- ・令和4年6月1日現在で浦臼町に居住する「住民税非課税世帯」のうち、以下のいずれかに該当する世帯
- ① 65歳以上の高齢者を含む世帯
- ② 各種障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳）が交付されている者を含む世帯

2. 支給額

1世帯 12,000円

※確認書が届いていない状態で申請を行う場合は、対象要件の確認を行うために下記のものが必要となります。

- ① 障害者手帳 ② 身分証明書（免許証、マイナンバーカード等） ③ 振込先口座確認書類

お問い合わせ 福祉課介護福祉係（保健センター） 電話：68-2288